

環境部 産業廃棄物指導課 監視・指導・撤去担当 田口、浜野 南海 048-830-3136

直通 048-830-3136 E-mail: a3120-03@pref.saitama.lg.jp

く報道発表資料>

カテゴリー:県政一般

令和7年10月23日

産業廃棄物処理業者の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、有限会社林材木店の産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しました。

1 処分対象者

名 称:有限会社林材木店

代表 者:代表取締役 林 四郎

所 在 地:千葉県白井市神々廻261番地

許 可 内 容:産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く。)

許可番号:01100119496

2 処分内容

法第14条の3の2第1項第1号の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業(積替 え保管を除く。)の許可取消処分

3 奶分年月日

令和7年10月23日

4 処分理由

有限会社林材木店は、法16条の2 (焼却禁止) 違反により令和3年3月24日に罰金刑が確定した。

このことは、法第14条の3の2第1項第1号に該当する。

※ 産業廃棄物収集運搬業等の許可については、取消しの要件が定められており、その要件の1つに「法の規定に違反して罰金刑が確定した場合、許可を取り消さなければならない」という規定があります。本処分はこの規定に基づき許可を取り消したものです。